

令和6年度第3回小牧市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時	令和7年2月13日(木) 午後1時30分～午後2時30分
場 所	小牧市役所 本庁舎6階 601会議室
出席者	<p>【委員】(敬称略)</p> <p>長岩 嘉文 日本福祉大学中央福祉専門学校 前川 泰宏 一般社団法人 小牧市医師会 梶野 勇 小牧市歯科医師会 福澤 広 小牧市薬剤師会 河内 宏一 小牧市リハビリテーション連絡会 里見 正弘 小牧市介護支援専門員連絡協議会 田中 秀治 一般社団法人 愛知県社会福祉士会 野口 弘美 保健センター 小林 静生 小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会 榎間 裕子 介護サービス相談員連絡会</p> <p>【事務局】</p> <p>伊藤 俊幸 福祉部 部長 平野 淳也 福祉部 地域包括ケア推進課 課長 水野 清志 福祉部 介護保険課 課長 丹羽 隆人 福祉部 地域包括ケア推進課 福祉政策係 係長 吉本 隆正 福祉部 地域包括ケア推進課 福祉政策係 主任 三嶋 直美 南部地域包括支援センターケアタウン小牧 管理者 青木 翔太 小牧地域包括支援センターふれあい 管理者 金田 泰丈 味岡地域包括支援センター岩崎あいの郷 管理者 高田 かおる 篠岡地域包括支援センター小牧苑 管理者 岡田 江里子 北里地域包括支援センターゆうあい 管理者</p>
傍 聴 者	0名
事前配付資料	<p>次第</p> <p>資料1 令和7年度小牧市地域包括支援センター運営方針(案)</p> <p>資料2 令和7年度小牧市地域包括支援センター事業計画書の様式(案)</p> <p>資料3 小牧市地域包括支援センターの運営方針並びに職員に係る基準及び職員員の員数を定める条例</p> <p>資料4 第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託</p> <p>参考資料1 第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託基準</p>
当日配付資料	配席表
1. 開会 事務局)	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本協議会の進行役を務めさせていただきます地域包括ケア推進課福祉政策係長の丹羽と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまより令和6年度第3回小牧市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。</p>

小牧市地域包括支援センター運営協議会条例第6条第2項の規定に基づき、本協議会は、委員の半数以上の出席が必要となります。本日10名すべての委員の皆様にご出席をいただいております。過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、本会議は、小牧市審議会等の会議の公開に関する指針第3条の規定に基づきまして公開とさせていただきますのでご承知おきください。

なお、本日の会議ですが、傍聴希望はありませんでしたので、併せてご報告させていただきます。それでは始めに伊藤福祉部長よりご挨拶をさせていただきます。

(1) あいさつ

伊藤福祉部長)

本日はお忙しい中、地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議では、令和7年度の地域包括支援センター運営方針案のご審議をお願いしております。

運営方針は、市から地域包括支援センターに対してお示しするもので、各地域包括支援センターは、市が示したこの方針に基づき、事業計画を作成することとなります。案の作成にあたりましては厚生労働省からの通知を参考に、なお、通知に関しましては8月に一部改正がされておりますので、その内容を踏まえて作成しております。来年度の活動内容に大きく関わる重要なものとなりますので、よろしくお願いたします。

また、運営方針の変更にあわせて事業計画書の様式変更を予定しておりますので、こちらのご審議もお願いいたします。

委員の皆様方には、これまでの経験を踏まえ、闊達なご議論をお願い申し上げて、会議開催の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局)

それでは、本協議会の会長であります長岩会長からご挨拶いただきます。長岩会長よろしくお願いたします。

長岩会長)

説明がありましたように、来年度の運営方針と事業計画書の様式の一部変更が議題となっております。

ご承知のとおり、昨年4月に介護保険制度の改正があり、居宅介護支援事業所が直接指定介護予防支援を行うことが出来るようになりましたが、愛知県内では指定申請が少ないという話を聞いており、センターの負担軽減には至っていないと感じています。ただし、名古屋市は利用者数が多いため、600前後の居宅介護支援事業所がある中90程度の事業所が指定を受けたと聞いています。

また、本来、要介護認定の審査は30日で結論を出すことになっておりますが、全国的にも40日を超えてしまう状況が常態化していることもお聞きしています。

本日も議題に沿って、忌憚ないご意見いただければと思いますのでよろしくお願いたします。

事務局)

ありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきましては、長岩会長にお願いたします。

2. 議事

(1) 令和7年度小牧市地域包括支援センター運営方針(案)について
事務局)

まず、資料1の1枚目をご覧ください。介護保険法施行規則第140条の67の2では、「市町村は、包括的支援事業の全てにつき一括して委託する場合には、当該包括的支援事業を委託する者に対し、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。」と規定されております。

ただし、厚生労働省から発出されております『地域包括支援センターの設置運営について』では、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務としてセンターの運営方針の内容の適切性や見直しの必要性等について市町村に対して意見を述べる事が規定されております。

なお、同通知はセンターの事業内容や職員配置等についても定められており、令和6年8月5日に一部改正されております。

今回は、この一部改正等も踏まえ、令和7年度の運営方針案を作成いたしましたので、委員の皆様におかれましては、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

次に2枚目をご覧ください。こちらが令和6年度の運営方針から変更する要旨となります。表現上の軽微な変更は割愛させていただき、主なものについて説明させていただきます。

主な変更は、いずれも「Ⅱ方針」の内容となり、5点ございます。

1点目は、「2. 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針」の総合相談に関する部分です。

これまで、地域包括支援センター事業の評価指標で例示されていた総合相談の終結条件である「相談者のニーズが解決し、ニーズ以外の困難な問題がない場合」が運営方針に記載されていなかった他、評価指標では家族介護の相談体制に関して相談内容の特徴を把握することなども盛り込まれているため、運営方針でも例示を行うものです。

2点目は、「4. 第1号介護予防支援事業の実施方針」、「5. 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針」についてです。こちらにつきましては、厚生労働省発出の『地域包括支援センターの設置運営について』において「委託型センターが行うセンターの運営方針については、次のア～ケまでに掲げる内容を勘案し、定める」とされていますが、令和6年8月5日に発出された一部改正の同通知においてア～ケの例示の表記が改められたことから、運営方針上の表現も改めるものです。

3点目は、「6. 地域ケア会議の運営方針」についてです。運営方針で使用している『個別地域ケア会議』という表現を国の通知等に準じた『地域ケア個別会議』という表現に改めるものです。

4点目は、「14. 運営に関する方針」の(1)センターの職員配置についてです。現在は、「条例に規定する配置基準を満たした上で、今後の高齢者人口推計等を鑑み、必要に応じて業務の見直しや増員(配置基準に定めがない職種の配置を含む)を検討し、」としておりますが、令和6年8月5日の『地域包括支援センターの設置運営について』の一部改正で、運営方針の「配置基準に定めがない職種」に相当する部分が例示されたため、表現を改めるものです。

5点目は、同じく「14. 運営に関する方針」の(9)環境整備についてです。これまで、環境整備の記載は同項目に規定するほか、(6)個人情報保護のイ)でも、総合相談に限定して記載がありました。

しかしながら、相談者のプライバシー確保は総合相談業務に限定されないこと、評価指標では、プライバシー確保は環境整備の項目に分類されていることから、従来の(6)イ)の内容も考慮しつつ、(9)環境整備の項目で一本化を図るものです。

なお、これら変更にかかる新旧対照表は3～10枚目に、令和7年度の運営方針案の全容に

については、11枚目以降にお示ししておりますのでご確認ください。以上です。

長岩会長)

事務局から説明がありました。4枚目ではヤングケラー、ダブルケア、老々介護、8050と例示があり、6枚目ではチームオレンジコーディネーターが括弧書きで加わりましたが、田中委員、いかがですか。

田中委員)

認知症地域支援推進員の後ろに括弧書きでチームオレンジコーディネーターが追加され、これからどんどんチームオレンジのコーディネートを広げていくのかと思いますが、元々の認知症地域支援推進員の業務と区別する必要はありませんか。

事務局)

チームオレンジコーディネーターの業務は認知症サポーター養成講座等のステップアップ講座の開催やチームづくりなどであり、既に各センターに配置されている認知症地域支援推進員が実施しています。そのため、兼務という形で肩書を加えさせていただいております。

田中委員)

資料2の5枚目、Ⅷ 認知症地域支援推進員④は書きやすいのではないかと思います。チームオレンジコーディネーターとして当事者とその家族を支援する項目を追加する必要はありませんか。その辺りが気になりました。

長岩会長)

当事者へ関わりという観点からは、認知症初期集中支援チームがその役割を担っています。認知症地域支援推進員は関係機関同士の連携や調整を行う役割ですが、田中委員のイメージだとチームオレンジコーディネーターになるともう少し直接利用者に関わっていくというお考えですね。わかりました。

他にいかがですか。里見委員、ご意見はありますか。

里見委員)

資料1の8枚目14. 運営に関する方針の(1)職員の配置について、配置基準の定めがない職種の配置について追記がされましたが、具体的にはどのような人員を想定していますか。

事務局)

センター職員の事務負担軽減の観点から事務員を配置したり、河内委員が前回の協議会で仰られていた介護予防に特化したリハビリ専門職を配置したりすることなどを想定しています。

長岩会長)

今まで配置されて来なかった職種の採用も加味されているということですね。

事務局)

そういったことも可能です。

長岩会長)

河内委員、以前、リハビリ専門職の配置についてご発言いただいておりますが、今回その辺りの可能性も含んだ表現になっております。いかがでしょうか。

河内委員)

介護予防の観点からリハビリ専門職の配置は有益だと考えておりますので、そのような可能性が生まれたということは良いことだと思います。

長岩会長)

ありがとうございます。野口委員、いかがですか。

野口委員)

運営方針は毎年作成されており、次から次へと実績を求められているように感じます。業務

が増え、現場とのギャップが生まれていないかと心配になりますが、地域包括支援センターとしてはどのような想いでいらっしゃるでしょうか。

事務局：南部地域包括支援センター)

方針自体は今回も何か大きく変更した感じはなく、今まで取り組んできたことが盛り込まれたとか文言が少し変更になったという印象です。チームオレンジコーディネーターについてもこれまでの流れの中で盛り込まれたという感じです。

ただし、方針だけでは具体的な部分は分かりにくいので、具体的な方向性などは市と相談しながら考えていく必要があると考えています。

長岩会長)

ありがとうございます。基本的には以前から実施していただいていることだと思ひますし、基本的には包括的支援事業を網羅しているものだとは思ひますが、今回は、ヤングケアラー、ダブルケアなどが例示として加わりました。この辺りについてはいかがですか。

事務局：味岡地域包括支援センター)

例示で加わったものは、実際に扱っているケースばかりで件数も年々増加しており、今回はその部分を文言に入れていただいたと解釈しています。ただ、現実には『相談体制の充実と関係機関との連携』という文言が重要だと考えています。

重層的支援事業も始まりますし、ヤングケアラーだと子育て世代包括支援センターとの連携が、より重要になってくると考えています。

長岩会長)

ありがとうございます。「連携」という言葉は以前から様々な部分で使用されており、今回も新たに7枚目の本文中に在宅医療・介護「連携」という形であえて追加しているわけですが、何がどうなれば連携出来ているかの指標がなく、この辺を図るのは難しいかもしれません。

他に、榊間委員、いかがですか。

榊間委員)

私は施設を訪問したり、認知症カフェのお手伝いをさせていただいておりますが、先ほど出た連携という言葉はすごく重要だと感じています。

チームオレンジコーディネーターに関して、子供の参加とかも重要だと思うので、小学校や中学校の授業に取り入れるのは難しいのかもしれませんが、私たちがサポーター養成講座とか受けるのと同じように若い子たちも参加していただくと、意見もたくさん出てくるのではないかと思います。

(2) 令和7年度小牧市地域包括支援センター事業計画書の様式(案)について

事務局)

資料2をご覧ください。様式につきましては変更点が2点あります。

1点目につきましては、2枚目及び3枚目の取組み事項のⅢ及びⅣを赤字のとおり、「Ⅲ 第1号介護予防支援事業の実施方針」、「Ⅳ 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針」に変更するものです。

2点目につきましては、同じく3枚目の「Ⅴ 地域ケア会議」の実施項目の表記を「地域ケア個別会議」に変更しております。

いずれも運営方針の表記の改正に伴うものであり、その他大きな変更点はございません。本日、様式につきましてご承認をいただきましたら、各地域包括支援センターに事業計画書の作成を依頼し、来年度の第1回運営協議会で報告させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。説明は以上です。

長岩会長)

事務局から説明がありました。田中委員、議題(1)でも少しご発言いただきましたが、Ⅷ認知症総合支援事業の部分について、もう一度よろしいですか。

田中委員)

認知症地域支援推進員とチームオレンジコーディネーターを兼務するというので、会長がおっしゃられた関係機関同士の連携や調整に加えて当事者や家族の支援が含まれてくるので④のところは該当するのかなと思います。しかし、もう1つ踏み込んだところでチームづくりなどにも踏み込んだ項目があると良いと感じました。

事務局)

検討させていただきます。

長岩会長)

記載する項目が増えればその分負担も増えますので、市はその辺りも踏まえてご判断いただければと思います。

その他、小林委員、いかがですか。

小林委員)

資料1に戻りますが、私がこの資料をいただいたとき、何回も読み返してしまいました。特に7～8枚目の部分は文言が難しく、官公庁の言葉なのかもしれませんが「なおかつ」、「並びに」なども文言が続いて何を伝えたいのか分かりにくいと感じました。

センターもこれを見て、何をポイントに行動すればよいのか、その部分がぼけてしまうのではないかと感じてしまいました。

例えば、4枚目のヤングケアラーの部分や8枚目の職員の負担軽減の部分などは何度か読み返しても意味が分かりかねました。

長岩会長)

確かに国の通知等に基づく部分も多いので難解な言い回しにはなっていると思いますが、運営方針自体は、一般の方が目にして検討するという性質のものではありません。誰が読んでも分かりやすいことが望ましいのは確かですが、委託先の地域包括支援センターの方が理解いただければ良いかなとは思いますが、その辺はどうですか。

事務局：小牧地域包括支援センター)

小林委員がおっしゃる通り、方針だけ見ると難解な言葉などもあってイメージし辛いというのは、分からなくもないというのが正直なところです。具体的なことについては、今後、市との協議が必要になると思います。

長岩会長)

ありがとうございます。福澤委員、いかがですか。

福澤委員)

医療と介護の連携は介護保険制度が始まって以来、ずっと言われ続けており、その連携は促進されておるものと自分では認識しております。また、今後とも医師会、歯科医師会との連携を薬剤師会として協力一致して居宅介護支援なども一層推進していきたいと考えております。

長岩会長)

ありがとうございます。梶野委員、いかがですか。

梶野委員)

資料1の4枚目の関係機関との連携ですが、もう少し具体性があると歯科医師会がどういう連携を求められているかが分かって対応がしやすいと思いますが、抽象的な表現なのでイメージし辛いと感じました。

3. 報告

(1) 小牧市地域包括支援センターの運営方針並びに職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部改正について

事務局)

資料3をご覧ください。前回の協議会において、「介護保険法施行規則の改正に伴う地域包括支援センター職員配置要件の見直し案について」を議題とさせていただきましたが、市の議会の令和6年第4回定例会において、前回の協議会で説明しました内容を踏まえた条例改正について、議会の議決をいただき、令和6年12月24日に施行されております。

なお、資料3は、改正を含めました条例となっております。ご承知おきください。

(2) 第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について

事務局)

資料4の1枚目をご覧ください。前回の協議会での報告以降、地域包括支援センターから『指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の申請』が5件あり、『第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託基準』に基づいて審査した結果、いずれも承認とさせていただきましたのでご報告します。

なお、詳細につきましては資料4の2枚目以降のとおりですのでご参照ください。

長岩会長)

その他、全体を通していかがですか。前川副会長、いかがですか。

前川副会長)

議事の内容がいつも難しいなと感じております。また、先ほど小林委員がおっしゃられましたが、用語が難解に感じました。その上で前回と今回を比較しますと言葉の表現を変更した部分が多いなと思いつながりながら見比べておりました。

4. その他

事務局)

事務局から2点、ご連絡させていただきます。

まず1点目ですが、本日の会議録は作成次第、委員の皆様にお送りさせていただきますので、ご確認の協力よろしくお願いいたします。

2点目ですが、今年度の運営協議会は本日で最後となります。次回の開催は次年度5月頃を予定しており、改めて通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

長岩会長)

ありがとうございます。予定されていた議事については、以上になります。それでは、事務局にお返しします。

5. 閉会

事務局)

長岩会長、ありがとうございました。また、委員の皆さまにおかれましてもありがとうございました。それでは、これもちまして、令和6年度第3回小牧市地域包括支援センター運営協議会を閉会させていただきます。お帰りの際は、交通事故にお気をつけてお帰りください。長時間にわたりありがとうございました。